

第2期  
鳴門市子ども・子育て支援事業計画

◆ 概要版 ◆



令和2年3月

鳴門市

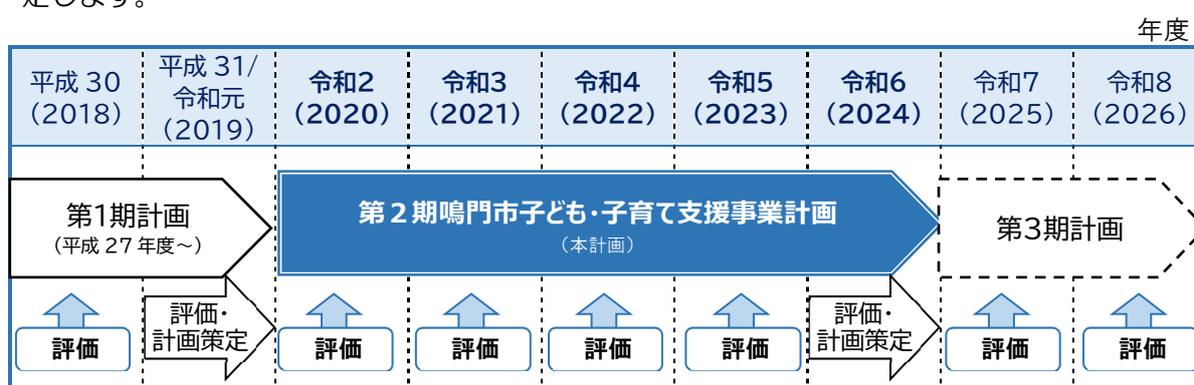


## 1 計画策定の趣旨

「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和2年3月末をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として設定します。



## 3 計画の位置づけ

根拠法 「子ども・子育て支援法」第 61 条

上位計画 第六次鳴門市総合計画

根拠法 「次世代育成支援対策推進法」

関連計画 総合戦略、地域福祉計画 等

法律に基づき策定

整合性の確保

### 第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援に係る総合的な計画



- 教育・保育の量の見込みと提供体制
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 鳴門市次世代育成支援対策行動計画の継承
- 「新・放課後子ども総合プラン」

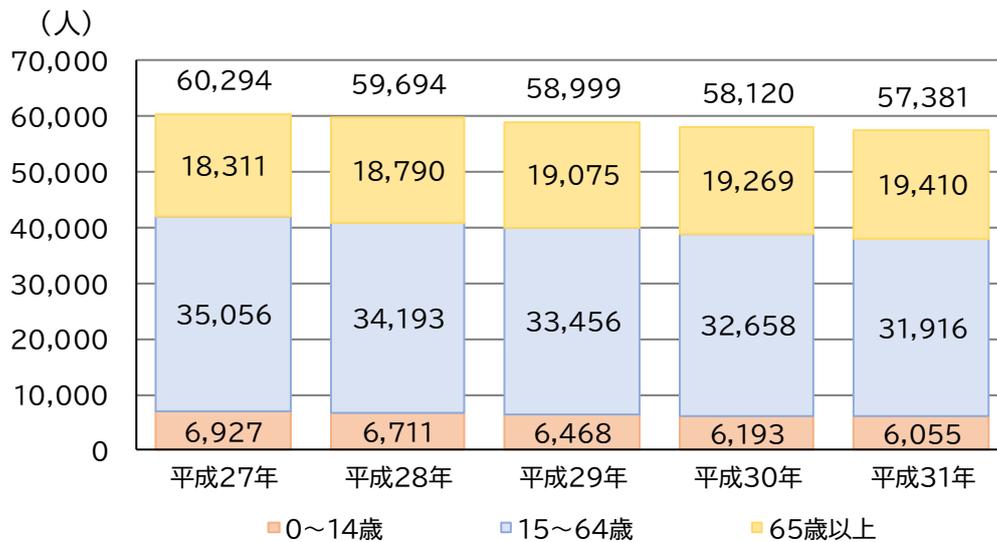
など

## 4 人口の推移と今後の推計児童数

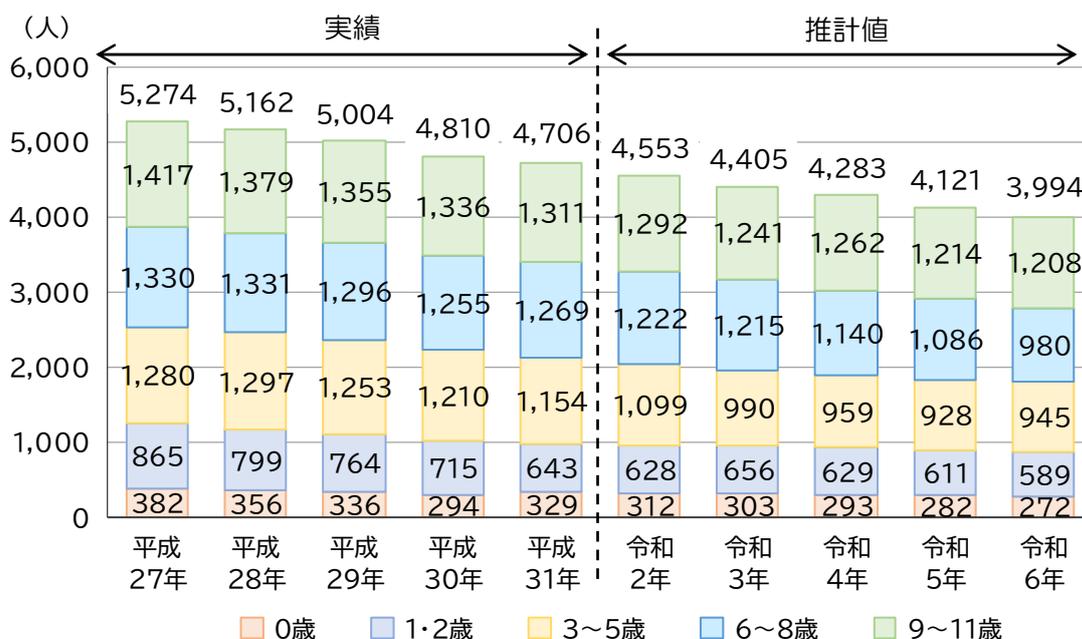
本市の12歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。平成27年の5,274人から年々減少し、平成31年には4,706人と568人減少しています。

推計値から、今後も子どもの人口は減少を続けるとされており、本計画の終了年度である令和6年には3,994人、平成31年と比較すると712人の減少が見込まれています。

### ■本市の人口（年齢3区分）



### ■子どもの人口の推移



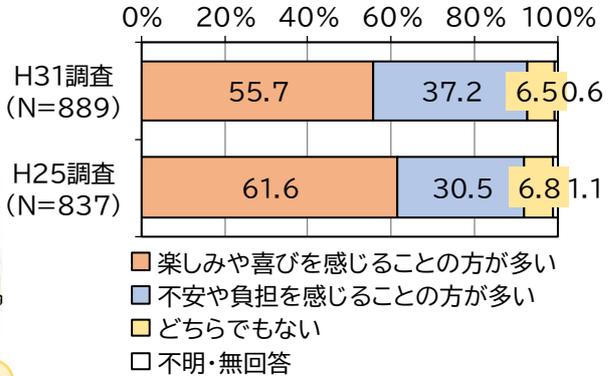
## 5 本市が抱える主な課題のまとめ

### 子育てに関する不安や負担の軽減に対する取り組み

子育てに不安や負担を感じている保護者が増えており、特に「ワーク・ライフ・バランス」や「子どもの健やかな成長」に対する不安感や負担感が高まっています。



#### ■子育てに関しての不安や負担を感じるか



#### ◆本市の方針◆

#### 子育て世代包括支援センター

- 鳴門市版ネウボラ -



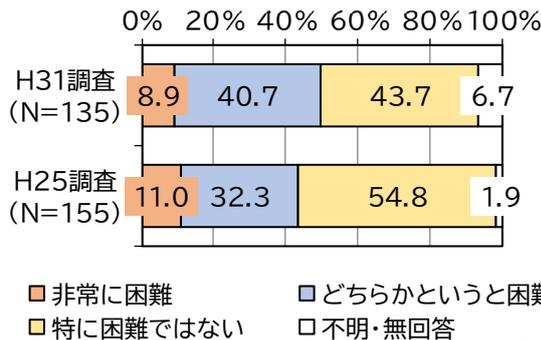
平成 27 年より子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期からの切れ目のない支援を提供しています。引き続き気軽に相談できる環境づくりに努めます。

不安や負担を感じる理由 上位5つ	H31 調査 (N=331)
仕事と子育ての両立が難しい	58.9%
経済的な負担が大きい	41.7%
子どもの教育やいじめなどが心配	39.6%
子どもの健康や発達に不安を感じる	34.1%
安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない	26.0%

資料: 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査(就学前児童)より

### 必要なときにサービスを利用できるサービス提供量の確保

#### ■宿泊を伴う一時預かりで親族・知人に みてもらった際の困難度



#### ■祖父母等にみてもらう際の状況

平成 25 年調査から回答割合の増減が大きい状況(上位3つ)	H31 調査 (N=787)	H25 調査 (N=727)
祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	45.7%	53.0%
親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	33.4%	29.3%
祖父母等の親族の身体的・精神的負担や時間的制約が大きく心配である	24.8%	22.6%

資料: 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査(就学前児童)より

親族・友人等に子どもをみてもらった際の困難度は、平成 25 年調査と比較して、「困難」と回答する方の割合が高くなっています。祖父母等にみてもらう際の状況では、『負担をかけている』や『大きく心配』の割合が高くなっており、負担感が増えています。

#### ◆本市の方針◆

病児期の保育や一時保育、放課後児童クラブ等、各種子育ての支援に関する利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供量の確保を図るとともに、引き続き事業の周知や事業の質の向上に努めます。

## ⑥ 計画の基本理念

### 基本理念

自然とふれあい 笑顔がうずまく  
子育てを始めるまち になると



## ⑦ 基本的な視点と基本目標

本計画は、次の3つの視点をもとに5つの基本目標に沿って、子ども・子育て支援の取り組みを行っていきます。

### 視点 ① すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身の健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

### 視点 ② すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望がもてるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

### 視点 ③ すべての人が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもの心身の健やかな成長という社会の目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

## 基本目標 1 教育・保育環境の充実

### めざすこと

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもたちが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びがつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実等を通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

### 施策体系

- 1 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み
- 2 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み
- 3 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

#### ■ 主な取り組み ■

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携
- 利用者支援事業の推進
- 子育て支援に関する情報発信の強化
- 新・放課後子ども総合プランの推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進 など

## 基本目標 2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

### めざすこと

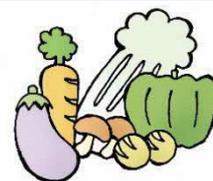
子どもを安心して産み育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制のさらなる充実を図ります。また、妊娠期から関わることで、子どもの成長を見守り、保護者の精神的不安を和らげることができるよう、家庭に応じた支援体制の充実を図ります。

### 施策体系

- 1 妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み
- 2 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み
- 3 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み
- 4 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

#### ■ 主な取り組み ■

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- 産後ケア事業の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施
- 養育支援訪問事業の推進
- 地場製品の活用と食育の推進
- 妊婦・乳幼児への栄養指導の推進
- 遊びやスポーツ活動機会の充実 など



### 基本目標3 すべての子どもと家庭への支援

#### めざすこと

全国的に児童虐待が問題となっている中で、児童虐待に至る前に、子どもへの保護や保護者等のケアを行うことが重要となります。専門機関や専門職員との連携を強化し、支援が必要な家庭にやさしい環境を整備していきます。



#### 施策体系

- 1 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み
- 2 子どもへの虐待を防止するための取り組み
- 3 ひとり親家庭をサポートするための取り組み
- 4 きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

#### ■ 主な取り組み ■

- 地域子育て支援拠点事業の実施
- よりそい学習支援事業の推進
- 女性子ども支援事業の推進
- 要保護児童対策地域協議会の事業の推進
- ひとり親家庭への相談体制の充実
- ひとり親家庭等医療費の助成
- 生活支援の充実
- 特別児童扶養手当の支給 など

### 基本目標4 まちぐるみの子育て支援

#### めざすこと

地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組みます。

#### 施策体系

- 1 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み
- 2 子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

#### ■ 主な取り組み ■

- 鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化
- 異年齢・多世代交流の推進
- 男女共同参画事業の推進
- 事業者への啓発 など

### 基本目標5 安全・安心な子育て環境づくり

#### めざすこと

近年では、自然災害等の危険から子どもたちの身を守るための取り組みが求められています。行政、学校園等、地域、子育て支援事業者が連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止のための取り組みや、防災・減災教育の充実に取り組みます。

#### 施策体系

- 1 親子にやさしい環境を整えるための取り組み
- 2 子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

#### ■ 主な取り組み ■

- 子どもの遊び場の整備
- 公共の場所等における子育て世帯にやさしい施設の整備
- 危機管理体制の整備
- 防災教育の実施 など

## 8 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

国の「基本指針」において、就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、確保の内容を定めることとされています。

### 就学前教育・保育の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	満3歳以上の、就学前の子ども。 (下記の2号認定の児童を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。	保育所、認定こども園 地域型保育事業

※子ども・子育て支援法第19条第1項の規定によるもの

### 教育の提供体制について

○平成31年4月現在、公立幼稚園12か所、私立幼稚園1か所、私立認定こども園3か所で実施しており、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。

### 保育の提供体制について

○平成31年4月現在、公立保育所3か所、私立保育所11か所、私立認定こども園3か所で実施しています。年度途中において、保護者が産前産後休暇・育児休業明けの保育を希望する場合にも、円滑に保育施設等を利用できるように、定員数を超える受け入れ（弾力運用）を行っている保育所、認定こども園と、実情に応じた認可定員及び利用定員の設定について協議を行うなど、安定した供給体制の確保に努めます。

### 就学前教育・保育の量の見込み

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園等利用者	823	660	595	577	557	568
1号(3歳以上)	823	660	595	577	557	568
2号(3歳以上)	0	0	0	0	0	0
保育所等利用者	989	1,053	1,029	992	960	944
3号(0歳)	135	166	161	156	149	144
3号(1・2歳)	496	482	504	483	470	452
2号(3歳以上)	358	405	364	353	341	348
合計	1,812	1,713	1,624	1,569	1,517	1,512

地域子ども・子育て支援事業の見込み

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業(か所)	1	1	1	1	1	1
延長保育事業(人)	316	355	339	327	316	314
放課後児童クラブ(人)	657	746	750	742	713	662
1年生	221	225	222	216	202	165
2年生	191	210	208	205	197	188
3年生	150	165	169	171	168	162
低学年	562	600	599	592	567	515
4年生	62	81	86	86	80	80
5年生	24	41	36	40	40	40
6年生	9	24	29	24	26	27
高学年	95	146	151	150	146	147
子育て短期支援事業 [ショートステイ](人日/年)	121	102	97	94	91	90
乳児家庭全戸訪問事業(人)	297	275	267	258	249	240
養育支援訪問事業(人)	58	55	53	51	49	48
地域子育て支援拠点事業 (組回/月)	829	772	787	757	733	707
一時預かり事業(人日/年)	100,518	88,003	79,968	77,496	74,823	76,037
幼稚園の預かり[1号]	96,607	84,315	76,011	73,712	71,157	72,562
その他の一時預かり	3,911	3,688	3,957	3,784	3,666	3,475
保育所[2・3号]	3,698	3,393	3,675	3,512	3,402	3,214
トワイライトステイ	41	69	66	64	62	61
ファミリー・サポート・ センター[未就学児]	172	226	216	208	202	200
病児・病後児保育事業 (人日/年)	412	381	364	352	341	338
ファミリー・サポート・センター 事業[就学児のみ](人日/年)	97	54	54	51	48	45
妊婦健康診査(人)	304	312	303	293	282	272



## 9 計画の推進に向けて

### ▶ 市民や関係団体との連携

家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健やかな育ちに対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら取り組みます。

### ▶ 地域の人材確保と連携

幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員だけでなく、子育て世代のOBやボランティアなど、幅広い人材が参画しやすい環境を整え、人材の確保と連携を図ります。

### ▶ 国や県との連携、広域的な調整

国や県、周辺市町村と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

## 10 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

まちぐるみで子育てを進めていくために、次のような家庭や地域、事業者の方々の基本的な役割についても、本計画の周知にあわせて、一緒に呼びかけていきます。

### 家庭の役割

- 基本的な生活習慣を定着させましょう
- 子どもの自立心や探究心を育てましょう
- 子どもに社会のルールを身につけさせましょう
- 家庭を大切にし、協力して子育てをしましょう
- 子どもの成長に応じた接し方をしましょう
- 子育てを前向きにとらえましょう



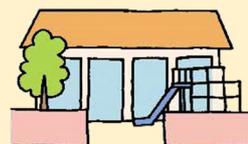
## 地域の役割

- 子どもをあたたかく見守りましょう
- 子どもの居場所をつくりましょう
- 地域で人のつながりを深めましょう



## 事業者の役割

- 子育てしやすい職場環境をつくりましょう
- 地域とのかかわりを深めましょう



## 11 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心をもち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイトをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。



子どもたちの未来のために



第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：鳴門市

編集：鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 幼保連携推進室

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL：088-684-1563 FAX：088-684-1337